

○情報化施工技術の活用を工事の総合評価落札方式において評価する取組について（試行）

平成31年 3月13日 30農振第3357号

最終改正 令和 8年 3月12日 7農振第2735号

農村振興局整備部設計課長から

各地方農政局農村振興部長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あて

国営土地改良事業等の工事の実施にあたっては、「情報化施工技術を活用した工事の試行について」（平成29年 3月13日付け28農振第2016号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）により「情報化施工技術の活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、情報化施工技術の円滑な適用、普及の促進を行ってきたところである。

こうした中で、建設業における働き方改革及びICTの活用等による生産性の一層の向上を図る観点から、建設企業によるICT活用の計画に対して工事の総合評価落札方式において加点措置する取組について、下記により試行するので、適切に実施願いたい。

記

1. 試行の対象

次に掲げる事項の全てを満たす工事を対象とする。

- (1) ガイドラインに定める適用工種及び施工規模を満たすもの。
- (2) ガイドラインに定める適用工種の適用技術のうち、次のアからオまでに示す技術（以下「評価対象技術」という。）のいずれかの技術を活用できるもの。なお、アからエまでに示す技術は、3次元出来形管理による面管理が適用できる場合に限る。
 - ア UAV空中写真測量出来形管理技術
 - イ TLS出来形管理技術
 - ウ UAVレーザー出来形管理技術
 - エ 地上移動体搭載型LS出来形管理技術
 - オ ICT建設機械施工技術
- (3) 受注者希望型を適用するもの。

2. 評価項目及び評価基準

「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続の運用について」（平成20年 3月31日付け19農振第2225号農林水産省農村振興局長通知）において定める企業評価に以下の項目を追加して評価する。

評価項目	評価基準	評価点
------	------	-----

企業 評価	情報化施工技術の 活用	<p>当該工事において、次のアからオまでに示す評価対象技術のうち、いずれかの技術を活用する。なお、アからエまでに示す技術は、3次元出来形管理による面管理が適用できる場合に限る。</p> <p>【評価対象技術】</p> <p>ア UAV空中写真測量出来形管理技術</p> <p>イ TLS出来形管理技術</p> <p>ウ UAVレーザー出来形管理技術</p> <p>エ 地上移動体搭載型LS出来形管理技術</p> <p>オ ICT建設機械施工技術</p>	1点
----------	----------------	---	----

3. 評価方法等

以下の内容に留意し、入札説明書等にその旨を明示する。

- (1) 競争参加資格確認資料の申請時において、情報化施工技術を活用する意思、活用する評価対象技術の種類、適用する工種及び作業内容等の記載を求めるものとし、提出様式は、別紙ー1を参考に作成する。
- (2) ガイドラインに記載の情報化施工技術（評価対象技術を含む。）を活用する旨の技術提案（簡易な施工計画を含む。）があった場合、その提案は技術提案の評価対象外とする。
- (3) 受注者が活用する旨の申請をしたにもかかわらず、受注者の責により履行されなかったと判断された場合は、工事成績評定から3点を減点するものとする。

附 則

この通知は、平成31年4月1日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。

附 則

この通知は、令和8年4月1日以降に入札手続きを開始する工事から適用する。

支出負担行為担当官

〇〇農政局長 〇〇 〇〇 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

情報化施工技術の活用について

工事名：〇〇事業〇〇〇工事

当該工事において、以下に記載の技術（評価対象技術）を活用します。

チェック欄 注1)	評価対象技術	適用する工種及び作業内容
<input type="checkbox"/> 活用する	ア UAV空中写真測量 出来形管理技術	注4)
<input type="checkbox"/> 活用する	イ TLS出来形管理技 術	注4)
<input type="checkbox"/> 活用する	ウ UAVレーザー出来 形管理技術	注4)
<input type="checkbox"/> 活用する	エ 地上移動体搭載型L S出来形管理技術	注4)
<input type="checkbox"/> 活用する	オ ICT建設機械施 工技術	注4)

注1) 当該工事において、評価対象技術を活用する場合、活用する技術の「活用する」チェック欄に「」と記載する。いずれかの「活用する」チェック欄に「」と記載された場合のみ、加点評価の対象とする。

注2) 情報化施工技術の活用については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）」による。

注3) アからエまでに示す技術は、3次元出来形管理による面管理が適用できる場合に限る。

注4) 適用する工種及び作業内容は、〇〇工（特別仕様書に示した適用工種に限る。）における〇〇（例：ほ場整備工における表土整地）などと記載する。

注5) 活用する旨の申請をしたにもかかわらず、契約後、受注者の責により履行されなかったと判断された場合、工事成績評定から3点を減点する。